

日本および台湾からみる国際離婚訴訟に関する

国際裁判管轄について

松 永 詩乃美 (熊本大学)
何 佳 芳 (東呉大学)

序論

- 一 台湾家事事件法の沿革
- 二 台湾家事事件法五三条の涉外婚姻事件の国際裁判管轄の規定
 - 1 家事事件法の適用範囲
 - 2 管轄原因
 - (1) 国籍による管轄
 - (2) 住所地 (共通居所地) 管轄

(3) 経常居所地管轄

① 経常居所地管轄とは

② 経常居所の判断基準に関する裁判例―最高法院一〇三年度台抗字第一〇二〇號民事裁定

(4) 管轄の排除

3 被告応訴の不便

4 他の家事事件における家五三条の準用

5 併合請求の裁判籍

三 日本の国際離婚訴訟をめぐる国際裁判管轄に関する法状況―人事訴訟法等の一部を改正する法律案から―

1 日本の国際離婚訴訟に関する国際裁判管轄のこれまでの概要

2 新しい立法案（人事訴訟法等の一部を改正する法律案）

四 日台婚姻事件の台湾判例―台湾新北地方法院一〇三年度（二〇一四年）婚字第三三一号判決

五 分析―日本法（人事訴訟法等の一部を改正する法律案）からみた台湾法

1 日本と台湾の国際裁判管轄判断基準の異同

2 日本の立法において管轄を広くすべきか、狭くするか

六 おわりに

序論

近年、日本においても台湾においても、婚姻総数が減少化し少子高齢化社会への危惧がなされている一方で、その婚姻総数中の一方が外国人である婚姻件数は、人の国際的な移動が活発となるとともに増加し、いわゆる国際結婚は特に目新しいものではなくなった。それに伴い、国際婚姻の解消である国際離婚の件数も当然多くなるのは想像に難くない。国内で国際離婚に関する訴訟が提起されるならば、必ず国際裁判管轄の有無の判断が問題となるが、周知のとおり日本はこれまで明文の規定は財産法関係について二〇一一年に国際裁判管轄の規定を民事訴訟法内に設けたのみで、家事事件に関する規定は存在せず、判例法理によっていた。当然、家事事件についての国際裁判管轄の明文化が期待されていた中、二〇一三年九月一四日に法制審議会人事訴訟法部会の第一回会議が開かれ、家事事件に関する明文化作業が始まった。日本の裁判実務および国際私法・国際民事訴訟法学の学術研究は、明治以降これまで相互に影響しあいながら国際裁判管轄に関する判断基準の判例法理を築いてきたが、今ようやく日本の国際裁判管轄に関する法整備が整おうとしている。家事事件に関する国際裁判管轄については、二〇一五年一月に法制審議会です承されて、二〇一六年二月二六日に「人事訴訟法等の一部を改正する法律案」（本稿では、以下法案とする）として国会に提出された。国会審議は昨今の日本で喫緊の事項や立法の議論を待っている中であるが、いずれ明文化されるのはほぼ間違いない。

一方で、台湾においては、日本とは反対の状況であり、国際財産法分野ではなく国際家事事案に関する国際裁判管轄の規定が、二〇一二年六月一日に施行された家事審判法において明文化され、既に新法に基づいた国際裁判管

轄に関する裁判例も着実に増えている。その上、後に詳細に検討するように、台湾の国際婚姻事件に関する国際裁判管轄の規定は、明文上、日本より管轄原因がかなり広く、日本と大きく異なるように見える。

本稿は、日本とかなり異なる台湾の家事事件に関する国際裁判管轄の規定および裁判例を理解することで、現在の日本の国際裁判管轄の立法への示唆や、仮に現在の法案が採用されたとしてその解釈等に当たって参考になるものがあるのではないかと考え、台湾の規定および台湾の事例を通して日本と台湾の法を比較検討するものである。

日本と台湾は、言うまでもなく、長年の人的・経済的交流から両国の国籍を有する当事者間の国際結婚も非常に多い。そこから生じうる国際家事事件紛争も当然に生じうるため、台湾の立法を参考にする価値は少なくない。周知のとおり、外国で下された判決について、日本で当該外国判決を承認し執行するかどうかの要件の一つに、日本の民事訴訟法一一八条第一項は判決国裁判所に間接管轄があることを求めている。このことは、言い換えると、日本の国際裁判管轄の基準からみて判決国の裁判所に国際裁判管轄権がなければ、日本は当該外国判決を承認しないことにもなるし、一方で、仮に他国も同様に間接管轄を承認要件の一つとする場合には、承認の可否が問題となっている外国裁判所から見て日本に国際裁判管轄が無ければ、当該国において承認されないということである。すなわち、各国の国際裁判管轄の基準が大きく違えば、外国判決の承認・執行の観点から、相互に承認できないことになるのである。このように、国際裁判管轄の判断基準は、判決および身分関係の国際的調和の観点から非常に重要であり、国際私法の調和が強く要請されるものの一つであると言えよう。

かかる観点から、本稿は、まず第一に、国際身分関係に関する国際裁判管轄の明文規定を有する台湾法を理解すること、第二に、日本のこれまでの家事事件に関する国際裁判管轄の判断基準および人事訴訟法中で現在検討中の国際裁判管轄の法案と台湾の家事事件に関する国際裁判管轄の判断基準がどれほど共通するのか、国際的身分関係

の調和の観点から問題点はないかについて検討したい。第三に、その上で、現在進行中の日本の国際裁判管轄に関する立法案をどのように評価するか、日台間の国際裁判管轄および外国判決の承認・執行の観点も踏まえながら考えたい。

一 台湾家事事件法の沿革

本稿において検討する台湾の国際婚姻事件の国際裁判管轄の規定は家事事件法五三条に規定されている。この台湾家事事件法は、二〇一二年六月一日施行された²⁾。それ以前については、一部は民事訴訟法（例えば、婚姻訴訟事件、親子訴訟事件など）に、他は非訟事件法（例えば、子の氏の変更事件、不在者財産管理人選任事件など）において規定されていた。国際裁判管轄基準については、台湾では、明文規定がなく、実務レベルでもその判断基準が分かれ、学説も一致していない状態であった。

従来³⁾の裁判実務では、涉外身分関係の事件が台湾の裁判所に提訴される場合、現行法に国際裁判管轄に関する規定がないことから、民事訴訟法など関連する国内の管轄規定を類推適用するとされてきた。涉外婚姻の管轄に関しては、最高裁二〇〇四年度台上字第一九四三号判決が引用され、「涉外民事法律適用法には離婚事件の国際管轄権に関する規定が存在せず、民事訴訟法第五六八条の離婚事件管轄権の趣旨及び原理を総合し、離婚事件の国際管轄権については、我が国は当事者本国の裁判所管轄をもって原則とし、住所地の裁判所管轄権及び原因となる事実が発生した地の裁判所をもって補足する」とされた。しかし、この基準では、涉外婚姻事件についてのかかる国際裁判管轄権の判断において内国人保護の立場に偏りすぎており、当事者の手続的公平及び国際裁判管轄の法理・秩

序に反するおそれがある。⁽³⁾

台湾では、訴訟事件も非訟事件も家事事件法⁽⁴⁾として一本化して立法された。そして、当初、家事事件法は国内の家事事件のみの立法作業が進められていた。ところが、その立法作業の最終段階において⁽⁵⁾涉外家事事件のうち涉外婚姻訴訟事件について、台湾における国際裁判管轄の規定である五三条が設けられることとなった（なお、親子訴訟事件も婚姻非訟事件も、同法六九条及び九八条において五三条を準用する）。この家事事件法五三条は、台湾において初めて「国際裁判管轄」という用語を用いて国際裁判管轄ルールを明文化する規定であり、五三条のみではあるが国際裁判管轄規定が設けられたのは大きな進歩である。

二 台湾家事事件法五三条の涉外婚姻事件の国際裁判管轄の規定

第五三条（国際裁判管轄権）⁽⁶⁾

婚姻事件が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、中華民國の裁判所に提起することができる。

- 一、夫妻のいずれか一方が中華民國国籍である場合。
- 二、夫妻がいずれも中華民國国籍ではなく、且つ中華民國内に住所又は一年以上持続している共同居所を有する場合。
- 三、夫妻のいずれか一方が無国籍で、且つ中華民國内に經常居所を有する場合。
- 四、夫妻のいずれか一方が中華民國内に一年以上持続している經常居所を有する場合。ただし、中華民國裁判所の判決が、夫又は妻の所属国において法的に承認されないことが明らかなる場合には、この限りではない。

②被告が中華民国において応訴するのが明らかに不便な場合には、前項の規定を適用しない。

1 家事事件法の適用範囲

まず、家事事件法自体の適用対象とする範囲は、夫妻のいずれか一方が外国人若しくは無国籍人、又は双方とも中華民国人が外国で成立或いは解消した婚姻関係に対して、台湾で婚姻の無効及び取消しの訴え、離婚の訴え、並びに婚姻関係の存否の確認の訴えに係る訴訟^⑦を提起する場合である。

2 管轄原因

(1) 国籍による管轄

五三条一項一号は、いわゆる原告管轄を全面的に肯定し、夫婦いずれか一方の国籍が中華民国である場合に国際婚姻事案の台湾の国際裁判管轄を認める。周知のとおり、日本の国際裁判管轄の基本原則は被告住所地原則であり、この点において台湾は日本と国際離婚の事案についての基本的立場が真逆だと言える。国籍管轄を採用する立法理由は、「夫妻のいずれか一方が中華民国人である場合には、その涉外婚姻事件は我が国の国民権利保護に係るために、第一項一号において、中華民国の裁判所は当該事件について、国際裁判管轄権を認めるべき^⑧」だとしている。なお、この規定は、ドイツ民事訴訟法六〇六―一条の立法を参考にしたものであるとされる。

この規定の文言上、台湾で住所を持たない外国人の被告に対して、原告が中華民国の国籍を有していれば、台湾において他の連結点（例えば住所や常居所など）がなくても、台湾で訴訟を提起することができるように見える^⑨。この点についてどのように見るべきか問題となるだろう。

(2) 住所地（共通住所地）管轄

一号の当事者の一方の国籍がなく、中華民国内に住所あるいは一年以上の共同居所がある場合に、台湾での国際裁判管轄を肯定する。立法理由は、「国籍と住所の調和を求め、そして、当事者が軽はずみに訴訟を提起すること或いは有利な法域を選ぶ」「フォーラム・ショッピング (forum shopping)」を避けるため⁽¹⁰⁾であるとする。

ここでいう住所には、「共同の」住所か、あるいはただ「一方の」住所でも管轄原因になるのだろうか。この規定上の「住所」について、直接に明らかにされたものはない。しかし、家事事件法五三条は、涉外家事事件の国際裁判管轄に関する規定であること、そして、同条一項二号の住所は、その後⁽¹¹⁾に挙げられている居所については「共同居所」とされていることから、この住所についても同様に考え、共同住所と読むのが妥当だろうであろう。そもそも、この二号については、中華民国国籍を有する者について管轄原因とする一号と異なり、外国人同士の婚姻事件に関するものであり、中華民国国籍を有するものが関与しない事件であるにもかかわらず、原告のみの住所で訴訟ができるとするならば、被告にとつてあまりにも酷であるとも言えよう。

(3) 経常居所地管轄

① 経常居所地管轄とは

経常居所地管轄は、夫妻のいずれか一方が中華民国内に一年以上持続している経常居所を有する場合に管轄を認めるものである。その趣旨は、夫婦の一方もしくは双方とも無国籍の場合、「その訴訟権を保護するために、我が国における経常居所の成立に関する制限を緩和する」ために、そして、夫婦がともに外国人である紛争について、「そのいずれか一方が我が国に一年以上持続している経常居所を有する場合に、夫妻は第一項二号の住所或いは共

同居所がなくても、当事者の訴訟提起の便宜のために⁽¹⁾、台湾の裁判所が当該事件に対する国際裁判管轄権を認めるものである。

經常居所とは、*habitual residence* の中国語訳であり、台湾における具体的な定義はないが、事実概念である。そして、中国国際私法上の經常居所とほぼ同義とされる。日本の類似概念として常居所があり、日本の常居所には実務上の判断基準となっている法務省通達のような一定の目安となるものは、台湾では実務上においても設けられていない。そこで「經常」の判断基準が問題となるが、立法理由によると裁判所が事件の個別具体的な事情により判断すると言及されるのみである。

裁判実務について見るに、家事事件法施行から現在までさほど年月は経っていないため、「經常居所」認定に関する裁判は多くない。裁判例として挙げることができるのは、現時点で最高法院一〇三年度台抗字第一〇二〇号民事事裁定のみである。

② 經常居所の判断基準に関する裁判例—最高法院一〇三年度台抗字第一〇二〇号民事裁定

i) 事実

本件当事者X（妻・再抗告人）とY（夫・相手方）は、いずれも米国在住の米国人である。Xは既に米国ジョージア州裁判所に、Yに対して、離婚及び財産分与請求の訴えを提起している。Xは、米国で確定勝訴判決を得た場合、直ちに台湾で強制執行を行うため、台北地方法院において、三千万台湾ドルの範囲で仮差押えを求める申立てを行った。台北地方法院は、この申立てを却下し、Xは台湾高等法院に抗告した。台湾高等法院は、本案訴訟は米國裁判所に係属しており、台湾に仮差押えの申立てを提起することはできないといった理由で、仮差押えの申立て

説を再度却下した。Xは最高法院に再抗告を行った。

論
ii) 経常居所の判断と結果

最高法院は、以下の理由によって原決定を破棄し、事件を台湾高等法院に差し戻した。

1. まず、最高法院は、「夫婦の一方が中華民國の領域内において一年以上経常居所を持つ場合、婚姻事件が中華民國裁判所の管轄に服することは、家事事件法五三条一項四号の本文に規定されている。当該立法趣旨によって、夫婦がともに外国人であり、その一方が我が国に経常居所を一年以上有する場合、夫婦が家事事件法五三条一項二号に掲げる住所または共同の居所を欠くにもかかわらず、当事者の提訴の便宜のため、我が国に国際裁判管轄権を認めることにある。どのような場合が『経常』に該当するかは、裁判所が事案ごとの具体的事情により判断する」とする。

2. 次に、経常居所の認定について、最高法院はXの主張を採用し、「当事者のいずれも米国人であるにもかかわらず、Yは台湾で三〇年近く商業活動を営み、毎年台湾に六ヶ月以上居住し、台北市松山区に経常居所を有する。家事事件法五三条一項四号の本文によって、台北地方法院は本件仮差押えの本案管轄裁判所である」として、Yが台湾に経常居所を有すると認定した。

3. 最後に、「再抗告人が米国裁判所に本案訴訟を提起しているとしても、民事訴訟法一八二条の二の規定により、再抗告人は我が国の裁判所に再び起訴することが認められ、我が国の裁判所は同法五四二条二項という係属すべき裁判所に当たるといふべきである。そうだとすれば、台北地方法院は当該規定にいう本案訴訟の『係属すべき』第一審裁判所であるから、本件仮差押えについて管轄権を有するとの再抗告人の主張が完全に採用できないとの

見方については、再検討が必要である。」と、最高法院が判断し、原決定を破棄した。

(4) 管轄の排除

中華民國の判決が、夫または妻の所属国において法的に承認されることが明らかな場合には、中華民國の管轄は排除される。夫妻とも外国人であり、そのいずれか一方が、我が国に一年以上に渡って経常居所を持っている場合に、夫妻は同項二号の住所或いは共同居所がなくとも、「当事者の提訴の便宜を図るため、この涉外婚姻事件に対し我が国の裁判所は国際裁判管轄権を有するものとする。ただし、我が国における判決が、夫又は妻の所属国において法的に承認されることが明らかな場合には、相手方所属国を尊重する原則に基づき、身分関係の不一致（たとえば、一方の国で婚姻が成立、もう一方では不成立）の発生を回避し、訴訟における無駄を省くため、特別に調査をせずとも承認されなかったことを確認できる場合」には、例外的に中華民國の裁判所はその事件に対して国際裁判管轄権をもたない（家事事件法五三条一項四号但書）。この規定は、身分関係の跛行的法律関係の発生防止につながる規定である。

3 被告応訴の不便

(1) 台湾法上の被告応訴不便による管轄の排除

家事事件法五三条第二項は、「被告の手續権の保障という見地から、被告が応訴できない事態が発生しないよう、被告が我が国で応訴するのが明らかに不便な場合には、我が国の裁判所はその婚姻事件に対して国際裁判管轄権をもたない」とし、一項に定める管轄原因があっても、その管轄を否定する。

そして、管轄を否定する考慮要素は、文言上「被告の応訴不便」と規定されている。たしかに、台湾の五三条一項の管轄原因は、たとえば一方当事者の住所のみで管轄が肯定されるように、日本の国際民事訴訟法上の過剰管轄にならないように配慮しようとする学説の議論からすると、かなり広範にすぎるくらいがある。本規定の起草者は、国内法上の民事訴訟法学者であり、国際私法学者がそのメンバーに入っていなかったという事情はあるが、台湾の国際私法・国際民事訴訟法の学説はこの規定についてどのように見ているのだろうか。あるいは、裁判所は、本条の具体的適用の際に、その判断をどのようにしているのだろうか。被告の応訴不便に限られるのだろうか。

(2) 台湾の学説

この規定に関する台湾の学説に関する先行業績では、いくつかの見解がある。まず、第一に、「この規定は簡略すぎであり、その適用の条件はアメリカの不便法廷原則よりも詳しくない。ただ簡単に「被告の応訴が明らかに不便」と規定している。これは、将来に裁判所で攻撃防御の重要な課題になるおそれがある。そうすると、従来の本規定立法の意思も（この二項によって）破壊されるのではないだろうか」（括弧内筆者補足）という批判である。すなわち、五三条二項によると、この論者が主張するように、アメリカの不便法廷地原則の法理のように他に便利な法廷地があるかどうかを考慮する必要もない。さらに、仮に外国の裁判所で裁判をするならば、その判決の効力は台湾で承認するかどうかの問題も生じ得、証人の呼び出しや証拠調査の困難さなどの要素を考えていないとも言えるだろう。さらに、次のような批判もある。すなわち、「一旦台湾を離れた配偶者は、実は多くの人が台湾に応訴に戻る意欲がない。そして、その当事者が台湾に固定した仕事や住所がないと、二項の応訴は明らかに不便になる。そうしたら、我が国国籍の配偶者は、最終的に他国へ行き訴訟を提起しなければならない状況になる。その

結果、我が国の者は経済的考慮や訴訟費用、言語の相違、訴訟国の法規定が不明などの困難に直面しなければならぬ。その者がその国へ行き訴訟を提起できるか、訴訟の結果はどうなるか、すべて予想しにくくなる。そして、身分関係を解決できない比率が大きくなる。これは、婚姻事件に関する国際裁判管轄の明文化がもともと管轄の予見可能性を有し跛行的身分関係を避ける目的に反する。かつ、その外国籍の配偶者が自ら台湾からはなれて、台湾に戻って応訴したくない。このような外国籍の配偶者に比べて、台湾籍の配偶者の権利に向き合わなければならぬし、台湾の司法審判権を簡単に他国に譲るべきでない¹³⁾。この後者の見解の二項に対する批判の理由は、五三条二項の規定の一項により肯定された管轄を否定する要素が、被告の応訴の困難のみでは、台湾を離れた者が被告である場合に台湾に仕事や住所等がない限りこの規定によりほとんど確実に管轄が否定されてしまうという事で一項の管轄が肯定されることがほとんどなくなってしまうことにある。

台湾のこれらの学説は、いずれも家事事件法五三条二項に規定された台湾の不便利法廷地原則の発動要件が、「被告の応訴不便」に限定されていることにある。後者の見解は、一項の管轄原因の規定方法について肯定的に捉えるようであり、その点においては、本稿の立場はやはり過剰管轄に陥りやすい一項の規定について疑問があるため、この論者の考えに全て賛同するものではないが、少なくとも二項の規定があることで、一項がいかにも理想的な管轄原因に関する規定であろうとも、外国に住所を有し台湾との関連がない被告を相手とする訴訟において、原告の救済の道が閉ざされることは問題であると言えるだろう。

(3) 台湾の裁判例

上述の学説が指摘するように、家事事件法五三条二項の規定内容は不十分な規定であるが、台湾の実務において

は、五三条二項の被告の応訴不便の規定を不便利法廷原則と同様のものと直接的に捉える裁判例もある。そして、この裁判例は日本と関係する事案であるため、以下に臺灣臺北地方法院一〇一年度婚字第六〇號家事裁定を紹介する。「台湾国籍の原告と日本国籍の被告が民国九二年（二〇〇三年）一月二日に日本において結婚し、横浜市南区に居住していた。被告は婚姻後一度も台湾に入国したことはなく、現在日本の愛知県にて服役中である。原告提出の戸籍謄本および被告の日本の戸籍資料……によると、当該夫婦の住所は日本の横浜にあり、別居の事実も日本において発生している。我が国の法院の管轄を認めるならば、当事者及び本国の法廷の訴訟負担を増加させるに違ひなく、被告に対して訴訟権の保護もまた十分ではない。かつ、両当事者の婚姻後の住所は日本であり、もし我が国の法院の管轄を認めるならば、証拠の調査と訴訟手続の進行のいずれにおいても、本国法院の労力、時間と費用を理由なく消費し、法廷地の納税者の負担についてもまた、不公平である。一〇一年六月一日施行の家事事件法五三条一項第一号は、夫婦の一方が中華民国人であるときに婚姻事件は中華民国法院が管轄すると明文で規定しているが、同条第二項はさらに、被告が中華民国において応訴するのが明らかに不便な場合には、前項の規定を適用しないと明文で規定しており、すなわちこれは、「不便利法廷原則」を定めるものである。本件被告は日本で服役中であり、我が国の法院で応訴することは明らかに不便であるから、我国法院は本件訴訟に対する管轄権がないと認めるべきである。」

この裁判例は、家事事件法五三条を参照する部分において、五三条一項第二号の夫婦の一方が中華民国人であることを根拠に国際裁判管轄があるが、二項により日本で服役中の日本人被告が台湾で応訴することが明らかに困難であることから管轄を否定したものである。ただし、この裁判で注目できるのは、同規定を適用する前に、「不便利法廷原則」の一般法理を示しており、その中では、いわゆる訴訟経済的な観点の様々な要素を同原則の基準とし

て考慮し、家事事件法五三条二項の被告の応訴不便をその後参照したことである。実際に、この事案の事実は、被告の日本での服役中という明らかな応訴不便の事案であり、裁判官は家事事件法五三条に言及するのみでもよかつたはずである。にもかかわらず、判決文において不便法廷原則の一般論を確認したのは、家事事件法五三条二項の規定を裁判官は不便法廷原則と捉えつつも、規定自体に対して全く問題なしとは考えていないことの流れではないだろうか。

4 他の家事事件における五三条の準用

家事事件法において国際裁判管轄権に関する規定は、第五三条のみであり、これは「婚姻事件」に関する管轄規定である。しかしながら、家事事件法では、他の国際家事事件についても準用する規定があり、この準用可能事件は、「親子関係事件」⁽¹⁾及び「婚姻非訟事件」⁽¹⁵⁾である。

ここでは、親子関係事件における五三条の準用について、簡単に紹介しておく。六九条において、涉外親子関係事件についての五三条の準用がなされている。この準用によって、「子」、「養子」、「父」、「母」、「養父」若しくは「養母」の「一方の国籍」、「住、居所地」或いは「一方の経常居所地」など、それぞれは国際管轄原因になり得ることとなる。たとえば、養父母が原告である場合に、そのいずれか一方の「国籍」や「住所」などの管轄原因が台湾にあれば、子供が台湾に住所⁽¹⁶⁾や居所などを持たなくても、台湾で提訴することが出来る。すなわち、涉外親子関係事件の問題であるのに、夫婦間の婚姻事件に関する国際裁判管轄規則を準用することになり、これは、「子の利益」を考慮すべきとする観点からの疑問が提示されている。そのような立場からすると、個別事案の具体的な適用においては、子の福祉の考えからある程度の調整が必要となろう。

5 併合請求の裁判籍

第四条 関連請求の併合

数個の家事事件、又は家事事件及び家事非訟事件について、請求の基礎となる事実（請求原因事実）が関連する場合には、民事訴訟法五三条及び二四八条の規定にかかわらず、一の請求について管轄権を有する少年及び家事裁判所にその訴えを提起することができる。

② 前項の場合に、第一審或いは第二審の口頭弁論の終結に至るまで、請求の変更若しくは追加、又は反請求をすることができる。

（以下省略）

家事事件における同一当事者間の紛争を包括的に解決する必要性から、台湾の家事事件法にも、併合請求に関する規定の四一条がある。すなわち、請求間に一定の関連性があり、台湾の裁判所が一つの請求について管轄権を有する場合には、他の請求に関して独立の管轄権を有しなくても、管轄権を有する。たとえば、婚姻事件に関する請求とその事件に係る請求の原因である事実によって生じた損害賠償請求の併合（数個の家事事件）や、離婚訴訟と親権者の指定の併合請求（家事事件及び家事非訟事件）などがある。

なお、一般財産権における併合請求との違いは、「専属管轄」若しくは「同種の訴訟手続き」にかかわらず、請求が併合されることにある。

三 日本 の 国際離婚訴訟をめぐる国際裁判管轄に関する法状況

— 人事訴訟法等の一部を改正する法律案から —

1 日本 の 国際離婚訴訟に関する国際裁判管轄のこれまでの概要

日本は、周知のとおり、国際家事事件に関する国際裁判管轄に関する明文規定をこれまで有しておらず、たとえば国際離婚事件については、昭和三十九年最高裁判決（最大判昭和三十九年三月二五日）および平成八年最高裁判決（最判平成八年六月二四日）を中心とした判例法理によって判断がなされてきた。そして、現在では、以下に見る現在進行中の立法作業においても基本的に判例法理の考え方も取り入れながら検討がなされている。これらの最高裁判決は、まず、原則として離婚の国際裁判管轄についても被告住所地で訴えるべきであるが、国際身分関係問題はその人の身分や生活全般に大きく影響を与えるため、原告救済に一定の比重も置かれるべきであることが考慮されている。たとえば、離婚などの争訟性の高い事件であっても、その国際裁判管轄の決定では、被告住所地管轄だけでなく原告側の事情が考慮され、原告の住所地にも国際裁判管轄を例外的に肯定すべきときがあることは否めない。とされる。そして、どのような場合に日本の管轄を肯定すべきかについては、例えば昭和三十九年最高裁判決は、元日本人の朝鮮籍の妻から朝鮮籍の夫への離婚の訴えについて、「原告が遺棄された場合、被告が行方不明である場合その他これに準ずる場合」を挙げた。一方、平成八年最高裁判決は、日本人夫とドイツ人妻との間の国際離婚についての国際裁判管轄の判断基準の理念として、「当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念」を掲げて、条理によって判断するのが相当であるとした。そして、国際裁判管轄のルールとしては、被告の住所地に管轄を肯定する

のは当然とした上で、他方において被告が日本に住所を有さなくとも、「原告が被告の住所地国に離婚請求訴訟をすることにつき法律上又は事実上の障害があるかどうか及びその程度も考慮し、離婚を求める原告の権利保護に欠けることのないように留意しなければならない」として、当該事案については、ドイツにおいて既にドイツ人妻から日本人夫に対して離婚訴訟が提起され、ドイツでは判決が確定していたところ、このドイツの判決は公示送達がされたものであることから日本の承認要件を欠く（民事訴訟法一一八条二号）ため、日本ではその離婚の効力が認められず婚姻が終了していないとして、本件につき日本の国際裁判管轄を肯定することが条理にかなうとした¹⁷⁾。

これらの判例の考えは、基本的には、現在の国会に提出されている法案においても取り入れられ、さらに新しい観点も取り入れながら立法作業がなされてきた。とはいえ、一方で、上記昭和三九年最高裁判決のルールが、例外として我が国に管轄が肯定される要素の認定基準が肥大化して不明確になっているのではないかなどの批判などもあり、新しい立法においては、過剰管轄にならないことを非常に留意しながら作業がなされてきた。それでは、現在の国会に提出されている家事事件に関する国際裁判管轄の立法案が、どのように判例を取り入れているかについて、次に見て行こう。

2 新しい立法案（人事訴訟法等の一部を改正する法律案）

(1) 家事事件に関する国際裁判管轄の規定の概要

「人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制の整備に関する要綱」（以下、要綱）を経て、人事訴訟法等の一部を改正する法律案が以下のとおり公布された。要綱の検討段階では、個別具体的な事件類型に対して管轄規定を置くことが検討されていたものの、以下の「人事訴訟等の一部を改正する法律案」（以下、法案）では、人事訴

訟事件については、まとめて三条の二の一つの規定で処理することになっている。そして、ここでいう人事訴訟事件とは、当事者が原告と被告に分かれて対立して争訟性のある類型、すなわち離婚、婚姻無効、嫡出否認、認知等の訴えに関する裁判である（人訴法二条）。

法案では、人事に関する訴えの管轄権として、人事訴訟事件に関する国際裁判管轄一般の規定が三条の二において設けられるほか、離婚に関して生じる請求たとえばDVに対する慰謝料請求や親権者指定などについては従来準拠法問題については別に扱っていたが、国際裁判管轄について三条の三および四で併合管轄を肯定してすべて離婚に含めることができるようになるのは注目される。さらに、財産関係の国際裁判管轄に関する規定と並行するように、法案においても、三条の五において特別の事情による訴えの却下の明文規定が定められているのも、本法案の特徴と言える。

(2) 人事に関する訴え

人事訴訟法等の一部を改正する法律案

（人事に関する訴えの管轄権）

第三条の二 人事に関する訴えは、次の各号のいずれかに該当するときは、日本の裁判所に提起することができる。

- 一 身分関係の当事者の一方に対する訴えであって、当該当事者の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。
- 二 身分関係の当事者の双方に対する訴えであって、その一方又は双方の住所（住所がない場合又は住所が知れ

ない場合には、居所）が日本国内にあるとき。

- 三 身分関係の当事者の一方からの訴えであつて、他の一方がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。
- 四 身分関係の当事者の双方が死亡し、その一方又は双方がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。
- 五 身分関係の当事者の双方が日本の国籍を有するとき（その一方又は双方がその死亡の時に日本の国籍を有していたときを含む。）。

- 六 日本国内に住所がある身分関係の当事者の一方からの訴えであつて、当該身分関係の当事者が最後の共通の住所を日本国内に有していたとき。

- 七 日本国内に住所がある身分関係の当事者の一方からの訴えであつて、他の一方が行方不明であるとき、他の一方の住所がある国においてされた当該訴えに係る身分関係と同一の身分関係についての訴えに係る確定した判決が日本国で効力を有しないときその他の日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することとなる特別の事情があると認められるとき。

①被告の住所

三条の二の第一号および二号は、被告住所地管轄を規定する。これまでの日本の裁判例と同様、まず第一号において被告住所地主義を採用する規定が設けられた。そして、第二号では、身分関係の当事者の双方に対する訴え（たとえば、第三者が当該夫婦の婚姻無効を訴えるなど）については、その夫婦のうち少なくとも一方の住所が日本にあるとき（夫婦双方の住所が日本にある時ももちろんである）についても日本の管轄権を認める規定を設けられた。

②身分関係の当事者の死亡時の国籍

三条の二の第三号および四号は、身分関係の当事者が死亡している場合を前提とするような事案、たとえば死後認知のような当事者が死亡している際に問題となるケースや、親子関係の存否のように当事者の死後にも問題となり得るケースに関する訴えについて、当事者の死亡時の国籍が日本である場合に管轄原因を肯定する。

③身分関係の当事者の国籍

身分関係の当事者の国籍が日本である場合に管轄を肯定する規定として三条の二第五号に、当事者双方の国籍が日本であるときにこれを肯定する規定が設けられた。一方当事者のみの国籍が日本であるだけで管轄原因を認めると過剰管轄となると考えられることから、当事者双方について日本国籍であるときを条件としたと思われる。この点について、台湾の家事事件法五三条一号は夫婦のいずれか一方が中華民国国籍である場合に管轄を肯定するため、大きく異なる。

④原告の住所

三条の二第六号および七号は、原告の住所が日本にある場合を管轄原因とするが、それだけでは過剰管轄となるため、さらに一定の要件を満たすことを加えて管轄を肯定する。すなわち、第六号は、(a)「当該身分関係の当事者が最後の共通の住所を日本国内に有していたとき」、そして第七号は、日本国内に住所がある身分関係の当事者の一方からの訴えであって、さらに、(b)他の一方が行方不明であるとき、(c)他の一方の住所地国で下された当該訴えと同一の身分関係の訴えに関する確定判決が日本国で効力を有しないとき、そして(d)その他の日本の

裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することとなる特別の事情があると認められるとき、である。

昭和三十九年最高裁判決の被告住所地原則の例外として挙げられた事項の一つである、被告の行方不明が今回の法案において上に示した（b）のように採用されている。そして、平成八年最高裁判決のいわゆる緊急管轄のような例外的な事情についても、そして、いわゆる国際裁判管轄の条理である指導理念についても、それぞれ上で（c）（d）として挙げたように採用されている。昭和三十九年基準の例外の肥大化に関する批判については、法案の明文上は一部の被告の行方不明のみを取り入れているが、遺棄およびその他の事情については、昭和三十九年の事案のように帰国後の訴えでなく、かりに日本で婚姻生活をしていたがその後外国に被告が移り住み原告が遺棄されたような場合には、（a）による管轄を肯定し、そうでない場合には（d）の当事者間の衡平・および裁判の適正による判断がなされることになろう。

(3) 併合管轄

（関連請求の併合による管轄権）

第三条の三 一の訴えで人事訴訟に関わる請求と当該請求の原因である事実によつて生じた損害の賠償に関する請求（当該人事訴訟における当事者の一方からの他の一方に対するものに限る。）をする場合においては、日本の裁判所が当該人事訴訟に係る請求について管轄権を有するときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができる。

(子の監護に関する処分についての裁判に係る事件等の管轄権)

第三条の四 裁判所は、日本の裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えについて管轄権を有するときは、第三二条第一項の子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分についての裁判及び同条第三項の親権者の指定についての裁判に係る事件について、管轄権を有する。

2 裁判所は、日本の裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えについて管轄権を有する場合において、家事事件法手続法（平成二三年法律第五二号）第三条の一二各号のいずれかに該当するときは、第三二条第一項の財産の分与に関する処分についての裁判に係る事件について、管轄権を有する。

現在提出されている法案では、人事訴訟に係る訴え、婚姻の取消し又は離婚の訴えに際して、併合管轄の明文規定が提案されている。すなわち、人事に関する訴えについて、当該請求と同じ請求原因事実から生じた損害賠償請求（三条の三）、離婚や婚姻の取消しとともに生じる親権者指定あるいは子の監護に関する処分（例えば子の監護者の指定、面会交流など）の併合（三条の四）の規定が盛り込まれている。

本稿で後に検討する台湾の事案に関連して、この婚姻の取消し又は離婚の訴えに伴う親権者指定についてここで若干の言及をしておきたい。今回の法案により、従来から論点となってきた離婚に伴う子の親権者指定についても、離婚・婚姻取消しと同時に審理を可能とすることにより、今後は、これらの裁判について同時解決が可能となる。

「子の福祉」を徹底させれば、子の生活関係とは関連のない国にそもそも国際裁判管轄を認めるべきではないという判断に傾き、一方で、親権者指定の問題が、離婚に付随して生ずる問題であることを重視すれば、離婚の国際裁判管轄が日本で肯定されるならば、仮に子どもが居住しないとしても日本での管轄を認めてもよいという判断に

なり得る。しかし、法案においては、子の住所が日本にあるかどうかの問題については、明文上言及されなかった。つまり、後者の考え方を法案は採ったと考えることもできるだろう。確かに、たとえば、準拠法問題において、「子の福祉」を養子縁組は縁組後に養親の下で生活することを重視して、養親の本国を連結点とする（法の適用に関する通則法三一条）としていることから見ても、離婚をした後に子の親権者として誰がふさわしいかを判断する親権者指定の問題について離婚と同時に審理することは、その後の子の早期の安定した生活にも資すると思われるだろう。もともと、離婚に付従連結させることで問題となる場合には、後の三条の五において未成年子の利益を考慮して特別の事情があるとされ、日本での国際裁判管轄が否定されることがあり得る。

(4) 特別の事情による訴えの却下

（特別の事情による訴えの却下）

第三条の五 裁判所は、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地、当該訴えに係る身分関係の当事者間の成年に達しない子の利益その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、または適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を却下することができる。

法案は、人訴法三条の二から四のいずれかの管轄原因があり日本の国際裁判管轄が肯定される事案であっても、三条の五において、財産法事件の国際裁判管轄に関する民事訴訟法三条の九と同様の特別の事情による訴えの全部又は一部の却下を採用する規定を設けている。すなわち、その却下すべきときは、「事案の性質、応訴による被

告の負担の程度、証拠の所在地、当該訴えに係る身分関係の当事者間の成年に達しない子の利益その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、または適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるとき」であり、人事訴訟の国際裁判管轄についても、全体としての国際裁判管轄の判断枠組みを、財産関係における国際裁判管轄と同じものにしたと言える。この法案では、人事訴訟事件、家事事件である特性から、民法三条の九と同様の事情に加えて、「成年に達しない子の利益」が加えられている点で、文言上の違いが見られる。しかしながら、民法三条の九にしても、人訴法の法案三条の五にしても、日本の管轄を否定すべき特別の事情の例として、それぞれを挙げていると考えられるため、基本的には両者は同様のものだと見ることができらるだろう。

四 日台婚姻事件の台湾判例

—台湾新北地方法院一〇三年度(二〇一四年)婚字第三三一号判決

本章では、日本人と台湾人間の離婚について台湾で争われた台湾新北地方法院一〇三年度(二〇一四年)婚字第三三一号判決を検討する。台湾の家事事件法五三条制定後の近年の裁判例から、どのように台湾家事事件法五三条が適用されているのか、そして、日本の新しい法案から見るとそれぞれの事案がどのような結論となり、日台の国際裁判管轄規定からどれだけの違いが生じるかについて検討したい。

1 裁判例の概要―台湾新北地方法院一〇三年度(二〇一四年)婚字第三三一号判決

(1) 事実

原告は二〇一二年五月三〇日に台湾で日本国籍の被告男性と結婚し、共同住所を新北市に設定した。しかし、被告は結婚後にすぐ日本に帰国した。被告が原告と居住したのは、両者の子女Aが出生した後の二〇一二年九月と二〇一三年四月間に台湾に戻ったときであり、それぞれ約七日と一〇日ほど居住したのみである。被告は不定期に日本円数万円を原告に振り込んだが、原告はひとりで幼児の世話と家事をしなければならず、長期的に安定した職につけず、被告が振込した金額では家庭生活費と扶養費を満足できていない。原告は電話で被告と連絡をしたが、被告は「養えないのであれば、養わなくていい」など、自身の責任から逃がれ、さらには、日本語で「バカ、くそ野郎」等と原告に怒鳴りつけたりもした。その上、原告との電話を拒否し、被告の電話番号まで変えてしまったため、原告は被告と連絡できなくなってしまった。被告は正当な理由なく日本国に帰国し、台湾に帰ってこない。同居義務及び家庭生活費の負担義務も果たしていないので、被告の主観的にも婚姻関係を継続する意向がなく、夫婦関係は客観的に事実が存在していない名ばかりの関係である。以上から、原告は新北市地方法院に訴訟を提起し、次のように主張した。

1. 原告と被告の離婚を求める。
2. 両者の未成年子女Aの権利義務の行使または負担を原告に認めること。
3. 被告は本件判決確定日から未成年子女Aが二〇歳の成人になるまで、毎月原告に未成年子女Aの扶養費を負担しなければならないこと。

(2) 判旨

甲、手続的な部分

(一) 「婚姻事件が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、中華民國の裁判所に提起することができる。一、夫妻のいずれか一方が中華民國国籍である場合。」と家事事件法第五三条一項一号の明文規定がある。本件の原告は中華民國人であり、被告は日本人である。上記規定に基づき、本院は国際裁判管轄権を有する。

(二) 本件の被告は合法的な通知後でも、言語弁論日に出頭しておらず、民事訴訟法第三八六条各款規定事由もない。家事事件法第五一条に従い、民事訴訟法第三八五条一項前段を適用し、原告の申請より、一方の弁論を判決とする。

乙、実体的な部分

(一) 原告が離婚を申請する部分について、離婚及びその効力に基づき、協議時又は起訴時夫婦共同の本国法にて、共同の本国法がない場合、共同住所地法に従う。共同住所地法がない場合は夫婦の婚姻関係が一番適切地の法律に従うことが、涉外民事法律適用法第五〇条に規定されている。本件の原告は中華民國国民であり、被告は日本人で、共同の本国法は無い。ただし、結婚後に被告は原告と共に台湾で生活をしたので、台湾を共同住所地とすることが判断でき、本件の離婚事件には中華民國法律が適用される。原告は民法第一〇五二条二項に従い、両者は婚姻を維持し難い重大事由が存在することを事由に、離婚判決を訴求した。理由は正当であり、これを認める。

(二) 未成年子女の権利義務の行使負担事件については家事非訟事件に属する。家事事件、又は家事訴訟事件及び

家事非訟事件請求の基礎事実と関連するものは、そのうちの家事訴訟事件の管轄権がある少年及び家事法院又は地方法院家事法廷に併合請求することができ、第一審又は第二審の口頭弁論終了前に請求の変更、追加又は反請求することができる（家事事件法第三条五項八号、第四一条一項）。本件原告は離婚訴訟とともに未成年子女の権利義務の行使又は負担の裁定を要請した。本院は離婚の訴求の理由が正当であり、これとともに訴求している部分は併合して審理、判決すべきと認定する。本院は両者対子女の扶養態度、原告の親権能力、親権を担当する意向、そして親子間の感情関係、現在の監護状況等の全ての事由を考慮し、両者の未成年子女Aの権利義務の行使又は負担は原告が単独で負う方が子女の最適利益と認定する。

(三) 原告は本件判決確定日から、原告は毎月未成年子女Aの扶養費を負担しなければならないと訴求し、理由が正当であることを認める。

2 検討

裁判所は、本件の日本国籍者と台湾国籍者の夫婦の離婚に関して台湾の家事事件法五三条一項一号に基づいて、原告の国籍により台湾の国際裁判管轄を肯定した。そして、当事者の子どもの親権の行使について関連請求の併合を認めた。

本件の国際離婚訴訟に関する国際裁判管轄の有無について、日本の新しい人訴法の法案三条の二から見ると、どのような結論となるだろうか。まず、日本の法案三条の二の被告住所地管轄（二号）、当事者双方の国籍管轄（五号）などからは管轄を肯定できない。それでは、原告住所地から肯定できるだろうか。両当事者の最後の共通住所は、台湾の新北市に設定されているため、法案三条の二第六号により国際裁判管轄を肯定することができるだろう。

次に、未成年子女の権利義務の行使・負担の管轄の併合は、日本の新しい法案の第三条の四により併合することが可能と言える。

台湾法の家事事件法五三条と日本の法案の三条の二および三条の四のそれぞれの規定からみて、本件事案における国際裁判管轄の管轄原因の根拠は異なる点があるものの、結論においては、日本法から見ても離婚の管轄、親権者指定の管轄いずれも台湾の判決と同じ結果となる。

ところで、事案の視点を変えて、両当事者が日本で結婚して、妻が帰国し訴えた場合にはどうだろうか。日本の法案三条の二第六号によることはできず、さらに、七号における被告が行方不明と認定できなければ、離婚の管轄なしとなる可能性もあるだろう。この被告が行方不明にあたるかについて、電話番号を変更しただけでそれが肯定できるかについては、意見が分かれると思われるからである。

五 分析—日本法（人事訴訟法等の一部を改正する法律案）からみた台湾法

1 日本と台湾の国際裁判管轄判断基準の異同

日本は、人事訴訟法中に規定される国際裁判管轄の新法案においても、これまでの財産法事件に関する民事訴訟法に規定された国際裁判管轄規則と同様の被告住所地原則を基本とする⁽¹⁸⁾。ただし、立法案の特徴として、以下の新しい立場が採用されている。まず、第一に身分関係の当事者双方の本国管轄を認める。そして第二に、住所地球轄として、一定の要件を満たすことを条件に原告の住所地管轄を認める、あるいは、最後の共通住所地球轄として

管轄を肯定する。第三として管轄原因そのものについても過剰管轄にならない配慮した規定をしているが、その上に特段の事情論を採用することで過剰管轄の防止のため慎重な姿勢をとっている。

一方で、台湾では、家事事件法五三条によると、被告住所地原則を基本とせず、当事者の一方のみの本国管轄や夫婦の共通の住所・居所地管轄を認めたりする。とりわけ、台湾で訴えの提起がなされる場合、台湾人が原告となることは非常に多いことは容易に予想され（日本の裁判所に訴えるのも日本人である可能性が高いのももちろんである）、台湾法の立場は、原告が被告のどちらかが中華民国国籍であれば管轄が肯定されることからすると、原告が台湾人であれば、ほぼ必ずと言ってよいほど管轄原因が肯定されると言える。日本と台湾を比べると、規定上は、台湾のほうが管轄原因かなり広いのは間違いない。過剰管轄に対して非常に慎重な態度をとっている日本の管轄の規定に対して、台湾の規定は原告の救済、跛行的身分関係の防止に資する規定ぶりとなっていると言え、日台の国際裁判管轄の判断基準に対する基本的考えは真反対とも言える。

2 日本の立法において管轄を広くすべきか、狭くするか

台湾の家事事件法との関係からみると、日本の立法で国際裁判管轄を広くすべきか、狭くすべきだろうか。この問題は、国際裁判管轄に関する国際民事訴訟法の理念だけでなく、外国判決の承認・執行における間接管轄との関係も密接になることは周知のとおりである。

まず、一般論として、日本の国際裁判管轄を広くするあるいは狭くするメリットは以下のことが考えられる。日本の国際裁判管轄を広くするメリットとしては、身分関係の救済を求める当事者の保護に資することや、外国裁判所で日本の判決が承認される可能性が広がることなどが考えられるだろう。ただし、それより狭い管轄しか認めな

い国からすると、日本の判決は外国で承認されにくい。一方で、日本の国際裁判管轄を狭くするメリットとしては、過剰管轄の防止が最大のメリットといえるだろう。これまでの日本の国際裁判管轄の議論や現在の明文化作業において、過剰管轄の防止は常に考慮されてきた。そして、日本は、この観点に留意しながら日本の国際裁判管轄の基準を謙抑的に規定する道を選んだ。

日本の被告住所地原則を維持しながら、それ以外の原告の要素の考慮について過剰管轄を非常に考慮した規定ぶりや、どのように評価すべきか。これまでは、この問題については、日本の昭和五十一年一月一日民二大二八〇号法務省民事局通達からすると、外国判決に基づく報告的離婚の届出があったときは、台湾の判決が民事訴訟法第一一八条の条件を欠いていると明らかに認められる場合を除いて、これを受理して差し支えないとする戸籍実務上の処理において通常は台湾の判決は承認され、実質的な問題は生じなかった。しかし、現在の台湾との関係では、日本から見ると、国際家事事件の国際裁判管轄について日本とは真反対の原告の本国管轄を原則的扱いとする明文規定が二〇一二年に制定されたため、台湾の判決が、日本で間接管轄の有無が問題となった場合の承認可能性をどのように判断されるのか、理論上問題となるだろう。

台湾の学者からの台湾の家事事件法五三条が過剰管轄であるとの批判は、たしかにあり得るだろう。²⁰ 一方、日本の目からみると、国際身分関係に関する事案については、原告の救済の観点も重要であることから原告管轄を肯定するよう考慮すべきだとの見解²¹もあり、本稿で紹介した台湾の家事事件法五三条の規定は、国際身分関係の国際裁判管轄の在り方として、一つの参考になるともいえるだろう。結果として、現在の日本の法案は、台湾のような広い原告管轄を認めるものではない。一見すると真反対の判断基準を持つ日台両国の国際裁判管轄規定は、日本の立場から見れば、実務上は外国判決の承認・執行の観点からは決して悪い状況ではないと言えるだろう。というのも、

日本は、規定上台湾の国際裁判管轄の規定より厳しい管轄基準である。このことは、日本の判決は、ほぼ常に台湾において間接管轄が成立すると言えるからである。一方で、上述のとおり、日本の戸籍実務上、台湾の判決は、明らかに民法一一八条の要件を欠くのでないかぎり承認する扱いを行っているが、二〇一二年以降は台湾のかなり広範囲な管轄原因を認める明文規定が存在するために、台湾の判決を日本で承認することができるかの問題が生じ得、これに対してどのように解するかが課題となろう。

六 おわりに

台湾における国際離婚訴訟についての国際裁判管轄の規定である家事事件法五三条は、その条文の基本的立場からして日本とは大きく異なるものであった。台湾の国際裁判管轄の規定を見る限り、明文上は管轄がかなり広く肯定される。すなわち、家事事件法第五三条によると、国際結婚にかかわる事件では、夫妻のいずれかが中華民国国籍を有する者であるか、或いはいずれか一方が中華民国内に經常居所を有する者であれば、台湾の裁判所が国際裁判管轄権を有することになる。よって、もし原告が中華民国国籍を有するか、或いは台湾に常居所を有する場合には、日本に住所があり台湾に一度も来たことのない配偶者を被告とする訴訟であっても、この条の規定により、ほぼ常に台湾において婚姻の確認、婚姻の解消又は離婚裁判などの訴訟を起こすことができる。

もちろん、その管轄原因の例外規定として、台湾の家事事件法五三条二項による被告の応訴不便による管轄の排除に関する規定はある。とはいえ、この被告の応訴不便によって原告の本国管轄による台湾の国際裁判管轄の肯定が覆った事例は、本稿に挙げた事案では、被告である日本人夫が日本に服役中という事案であり、そのような被告

当事者が服役中である当事者の離婚事案は一般的によく見られる離婚原因でもないし、二項の下で管轄ありとする判断が覆る数はさほど多くはないのではないかと考えられる。実際に、日本人国籍の被告が応訴不便という理由で管轄を否定されるのは、現時点で、この事案のみであった。現実には、多くの裁判例では原告の本国管轄で管轄が肯定される事案ばかりのようである。

この台湾の管轄原因は、日本より広いため、仮に台湾の判決の承認が日本で問題となった場合には、条理または民訴法一一八条の一部を適用するなどの日本の有力説によったとしても、間接判断の基準を現在提案されている人訴法の一部を改正する法案の三条の二の基準でみたときに、台湾で仮に原告の国籍管轄のみしか管轄原因がない場合には、日本からみて間接管轄がないように判断されるかもしれない。しかし、サドワニ判決（最三小判平成一〇年四月二八日民集五三卷三号八五三頁）⁽²²⁾について、「直接管轄の基準が間接管轄の基準にもなるといういわゆる鏡像理論を用いた考え方ではなく、両者は異なり得るという考え方に立ったものであるとの指摘もされている」と平成二六年三月の人事訴訟事件等についての国際裁判管轄法制研究会報告書において言及され、さらに「離婚等の身分関係事件においては、間接管轄の方が広く管轄を認めるべきとする考え方もある」⁽²⁴⁾ことも指摘されている。このように、起草に向けての議論でも注意を払われていたことからすると、最終的に提出された日本の国際離婚等の国際裁判管轄に関する明文規定が被告住所地原則等を維持しながら過剰管轄を極力回避するための台湾よりかなり厳しい規定が採用されたとしても、不均衡な身分関係の発生を防止することを念頭に置いた判断を日本はすべきであろう。

一方で、台湾の管轄原因を広く射程におきながら被告の応訴不便による管轄の修正の手法は、日本の観点からみると否定的な意見があることも想像できる。そして、このような規定の仕方よりも、家事事件法五三条の一項をよ

り慎重な規定ぶりにするか、一項をそのままにしたとして、二項において日本のような特段の事情論や、本稿で紹介した不便利法廷地原則の本来の法理のようにより多くの要素を考慮した規定を設けるべきであったという指摘は可能である。しかし、本稿で言及したように、日本の謙抑的な管轄の判断の姿勢に対して、原告の救済を大事にするという価値も、国際的な家事事件の重要な要素であり、これをどのように実現するかについて、より積極的に原告救済を尊重するという考え方の一つの参考になるであろうと思われる、台湾の明文規定や学説や裁判例の反応は日本にとって示唆は少なくないと考える。

これまで、国際離婚をはじめとする国際身分関係の問題に関する国際裁判管轄の規定がなかった中で、日本もようやく明文規定を設けることとなるのは、非常に大きな進展である。国際婚姻事件に関する家事事件法五三条のみの国際裁判管轄規定ではあるが、奇しくも本稿がとりあげた台湾法は、日本と大きく異なる考え方を持つものであった。本稿が、今後の日本の国際家事事件に関する国際裁判管轄に関する規定の解釈等の一助になれば幸いである。

註

- (1) 日本における婚姻総数は、昭和五〇年前後頃から減少傾向であるのに対して、昭和六〇年以降夫婦の一方が外国人の婚姻件数が増加に転じた。とりわけ平成元年ごろに急激に増加して以後は全体として増加傾向を継続しており、全婚姻件数に占める一方が外国人の婚姻件数の構成割合は、平成一七年で五・八%となっている（厚生労働省の平成一七年までの婚姻の推移に関する統計 <http://www.nhlw.go.jp/foukei/saikin/hw/jinkou/tokusyu/konin06/konin06-1.html>）（二〇一七年九月三〇日最

終アクセス)。一方、台湾については、内政部出入国及び移民署の公開した統計データによると、二〇一五年一月末の時点で、台湾において登記申請している外国人配偶者の数は五〇万人弱である。また、二〇一四年を例にとると、その年に外国人配偶者と結婚登記した夫妻は約二万組（一三・二％）、外国人配偶者と離婚登記した夫妻は約一・一万組（二一・五八％）であり、この割合の数値だけを見ると、台湾では日本よりも国際結婚の比率が大きい。もちろん、外国で結婚したが台湾では未登記の者もあり得る。

(2) 家事事件法の立法目的は、二〇一二年一月一日に公表された「家事事件法総説明」によると、司法院は、家事事件の特徵に鑑みて、憲法が保障する国民の基本的人權を貫徹し、人としての尊厳を維持し、性別間における実質的な地位の平等を保障し、手続的経済を促進し、関係者の実体利益と手続的利益を保護し、未成年子及び老人を含めた家庭の全構成員の利益の最大化を図るためであるとされる。

そして、現行の民事訴訟法における「人事訴訟手続編」と非訟事件法における「家事非訟事件章」を組み入れるとともに、実務面、将来におけるニーズ及び各界の期待にも配慮して、ソーシャルワーカー立会い、手続監護人、家事調査官、手続の併合、仮処分制度、履行の確保、子の引渡し及び子との面会交流の強制執行などを創設して、家事紛争の根本的解決を図り、地域共同体の健全化、国家発展の基礎固めを推進することが、その具体的内容として説明されている。

(3) 蔡華凱、— 涉外婚姻訴訟事件之國際裁判管轄 — 外國離婚裁判之承認、中正大學法學集刊、二〇〇期、二〇七—二〇八頁（二〇〇六／〇四／〇一、P. 一七一—一二八）。蔡華凱、國際裁判管轄、月旦法學雜誌、二二九期、一九八頁（二〇一四・〇六）。

(4) 台湾家事事件法は、全二〇〇条から構成され、「総則」、「調停手続」、「家事訴訟手続」、「家事非訟手続」、「履行の確保及び執行」、「附則」等六編。同法は弱者保護に配慮し、ソーシャルワーカーの立会い、手続監護人、家事調査官、手続の併合、仮処分制度、履行の確保、子の引渡し及び子との面会交流の強制執行等の新たな制度を創設している。台湾が家事訴訟手

統と家事非訟手続きを一本化した理由は、次のとおりである。それぞれの審理に関する法規が異なる法典の中に散在すると、相互に関連性のある家事事件でも、異なる裁判官が異なる手続きで審理することになり、いたずらに資源を浪費し、ひいては判決が互いに矛盾するといった状況になりかねない。そのため、婚姻や親子関係に関する家事訴訟手続きと家事非訟手続を家事事件法にて統合することで、家族をめぐる紛争や相関する他の家事事件を迅速かつ適正に解決して包括処理をできるようにし、それによって子の利益の最大化及び家庭の円満化を図ることもその目的とされている。

(5) 二〇一一年七月の司法院公聽會版本の段階では、国際裁判管轄に関する条文についての言及はなかった。

(6) 原文

第五三條

婚姻事件有下列各款情形之一者、由中華民國法院審判管轄…

一、夫妻之一方為中華民國人。

二、夫妻均非中華民國人而於中華民國境——有住所或持續一年以上有共同居所。

三、夫妻之一方為無國籍人而於中華民國境——有經常居所。

四、夫妻之一方於中華民國境——持續一年以上有經常居所。但中華民國法院之裁判顯不為夫或妻所屬國之法律承認者、不在

此限。

被告在中華民國應訴顯有不便者、不適用前項之規定。

(7) 立法目的によると、「前條所示婚姻事件」とあり、国内管轄の規定である五二条では、「確認婚姻無効、撤銷婚姻、離婚、確認婚姻關係存在或不存在事件」につき、專屬管轄を規定する。

(8) 家事事件法五三条一項一号立法理由 jfs.judicial.gov.tw/GNNWS/download.asp?sdMstId=24724 (二〇一七年九月三〇日最終ア

クセス)を参照。

(9) たとえば、臺灣高等法院民事判決一〇三年度家上字第三二號、一〇三年度家上字第三二五號、一〇四年度家上字第八四號は、同条項をもつて管轄権を肯定した。

(10) 前掲注8参照。

(11) 前掲注8参照。

(12) 吳明軒、試論家事事件法之得失(上)——逐條評釋、月旦法學雜誌、二〇五期、一一〇頁(二〇二一・〇六)。

(13) 徐慧怡、從涉外離婚案件看離婚國際裁判管轄權之規定——兼評家事事件法之相關規定、中華國際法與超國界法評論、一〇卷、二期、二〇一四、一一七頁。

(14) 家事法三七条によって、六一条における親子関係事件は、同法三条一項「②母が再婚後生まれた子の父を定めることに關する事件。③親子関係の存否の確認に關する事件。④養子縁組の存否の確認に關する事件。」、三条二項「③嫡出否認或いは認知に關する事件。④養子縁組の取消しに關する事件。」、三条三項「④離縁の訴えによって生じた財産の給付に關する事件。⑤未成年者後見によって生じた損害の賠償に關する事件。」を含む。

(15) 家事法九八条によって、五三条の国際裁判管轄規定を準用するのは、夫妻同居、夫妻住所の指定、夫妻財産狀況の報告請求、家庭生活費の給付、扶養料、慰謝料或いは夫妻財産契約の変更事件だけを含む。

(16) 子の住所の判断について、例えば民法二二条は、行為無能力者及び制限行為能力者は、その法定代理人の住所を住所とするとして規定する。これを、親子関係事件の国際裁判管轄の有無の判断における子の住所判断に適用するの否か。この点、実務判決は、未成年子は、その親の住所を住所とする(台湾高等法院高雄分院九三年度家抗字第三五号民事決定)。そして、院字第四七四号解釋においては、「(一)行為無能力者及び制限行為能力者は、民法二二条によって、その法定代理人の住所

を住所とする。法定代理人がない場合に、その本人の居所を住所とみなす。」とされる。さらに、家事事件法の司法院会版草案（二〇一一年八月）における一〇三条の立法説明があり、そこでは、「未成年子の住所の判断に関して、民法一〇六〇条は、法定住所の規定ではなく、ただ親権の行使に関する具体的な内容の一つであって、親の未成年子に対する住居所の指定権に属する。住所の確認は、民法二一条によるべきであって、行為無能力者及び制限行為能力者は、その法定代理人の住所を住所とする」との説明がなされていた。しかし、多くの国際条約が原則とするように、「子の常居所地管轄」を原則とするのが一般である。従って、国際民事訴訟における「子の住所」は、民法によって解釈していくのではなく、「子の実際のな、客観的な生活の本拠」を判断基準とするべきであろう。

- (17) そして、平成八年最高裁判決が条理について言及した点についていえば、この最高裁以前にたとえば、名古屋高判平成七年五月三〇日判決においても、財産関係事案の国際裁判管轄の一般理念である「当事者間の公平、判断の適正確保等の訴訟上の観点」を判断基準として言及しており、その上で最高裁が条理によるとしており、これを最高裁が採用した意義は大きい。実際に、この点について、本判決に従ったとみられる後の事例（東京地判平成一一・一一・四判タ一〇二三号二六七頁、名古屋地判平成一一・一一・二四判時一七二八号五八頁等）があるなど、本平成八年最高裁判決の先例的意義は学説においても大きく評価されている。

- (18) 起草中の議論においても、被告住所地を原則的管轄とする部会資料 2 (<http://www.moj.go.jp/content/000123509.pdf>)（二〇一七年九月三〇日最終アクセス）の甲案をベースに検討を進めることが議論された。甲案と乙案どちらからスタートして立法の議論を行うかについては、平成二六年五月二三日の法制審議会国際裁判管轄法制（人事訴訟事件及び家事事件関係）部会第 2 回会議事録 (<http://www.moj.go.jp/content/000126740.pdf>)（二〇一七年九月三〇日最終アクセス）を参照。

- (19) 外国裁判所の離婚判決については民法一一八条を全面適用する。「外国裁判所の下した離婚判決は、民事訴訟法一一八条

の要件を具備する限り、わが国においてもその効力を生ずるものとし、市区町村長は、外国判決に基づく報告的離婚の届出があったときは、当該判決が民事訴訟法第一一八条の条件を欠いていると明らかに認められる場合を除いて、これを受理して差し支えないとしている」涉外戸籍実務研究会『設題解説 涉外戸籍実務の処理—Ⅲ離婚編—』（日本加除出版株式会社・二〇〇六年）一四二頁。

(20) もっとも、台湾のこの家事事件法五三条は当初の改正の議論では国際裁判管轄を明文化する予定は当初なく、起草の最終段階で突如明文化することになり規定が設けられた。この改正の際のメンバーには、国際私法学者はおらず民事訴訟法の学者によって立法されたこともあり、台湾におけるこの規定の過剰管轄とも見える規定には批判の声があり、規定ぶりを見るとその批判は確かに首肯できる。とはいえ、仮に、将来この規定が修正されることがあり、台湾の国際家事事件に関する国際裁判管轄規定が厳しい規定になれば、仮に日本よりも厳しい規定になれば、日本の判決が承認されなくなることも予測されるだろう。

(21) 松岡博「第7章 国際家事事件の国際裁判管轄—離婚を中心に—」『国際家族法の理論』（大阪大学出版会・二〇〇二年）一五九〜一八八頁。

(22) サドワニ事件において、最高裁は、「『法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること』とは、我が国の国際民事訴訟法の原則から見て、当該外国裁判所の属する国（以下「判決国」という。）がその事件につき国際裁判管轄（間接管轄一般）を有すると積極的に認められることをいうものと解される。そして、どのような場合に判決国が国際裁判管轄を有するかについては、これを直接に規定した法令がなく、よるべき条約や明確な国際法上の原則もまだ確立されていないことからすれば、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により、条理に従って決定するのが相当である。」と判示した。

説

(23) 「人事訴訟事件等についての国際裁判管轄法制研究会報告書」七五頁。同報告書については、<http://www.noj.go.jp/content/00012844.pdf>（二〇一七年九月三〇日最終アクセス）を参照。

論

(24) 同右七四頁。